

平成 18 年 1 月 31 日

各 位

会社名 荒川化学工業株式会社
本社所在地 大阪府中央区平野町 1 丁目 3 番 7 号
代表者名 取締役社長 末村 長弘
(コード番号 4968 東証第一部、大証第一部)
問合せ先 取締役経理部長 山中 勝之
T E L (06)6209-8500(代表)

新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関するお知らせ

平成 18 年 1 月 31 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出し並びに株式分割（無償交付）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 1,000,000 株
- (2) 発行価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 18 年 2 月 9 日（木）から平成 18 年 2 月 15 日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社、三菱UFJ 証券株式会社及び新光証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 18 年 2 月 16 日（木）から平成 18 年 2 月 22 日（水）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 配当起算日 新株式に対する配当起算日は、平成 17 年 10 月 1 日（土）とする。
- (9) 申込株数単位 100 株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出自論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）＜後記【ご参考】1.をご参照下さい。＞

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 150,000 株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 野村證券株式会社 150,000 株
売 出 株 式 数
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による有価証券通知書を提出する。

3. 第三者割当による新株式発行 ＜後記【ご参考】1.をご参照下さい。＞

- (1) 発 行 新 株 式 数 当社普通株式 150,000 株
- (2) 発 行 価 額 発行価格等決定日に決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (3) 発行価額中資本に 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。
組 入 れ ない 額 資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割 当 先 及 び 株 式 数 野村證券株式会社 150,000 株
- (5) 申 込 期 間 一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の2営業日後の日とする。
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 平成18年3月17日（金）から平成18年3月22日（水）までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)記載の申込期間（申込期日）と同日とする。
- (7) 配 当 起 算 日 新株式に対する配当起算日は、平成17年10月1日（土）とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)迄に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出自論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株式の分割（無償交付）

- (1) 株式分割の目的 株主に対する利益還元の一環として、又、流動性の向上と投資家層の拡大を目的として株式分割を行う。
- (2) 分割の方法 平成18年4月1日（土）付をもって、平成18年3月31日（金）最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき1.2株の割合をもって分割する。ただし、分割の結果生じる1株未満の端数株式は、これを一括売却又は買受けし、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配する。
- (3) 分割により増加する株式数 普通株式とし、平成18年3月31日（金）最終の発行済株式総数に0.2を乗じた株式数とする。ただし、計算の結果1株未満の端数株式が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (4) 日程
- | | |
|----------|---------------|
| ・株式分割基準日 | 平成18年3月31日（金） |
| ・配当起算日 | 平成18年4月1日（土） |
| ・効力発生日 | 平成18年4月1日（土） |
| ・株券交付日 | 平成18年5月17日（水） |
- (5) その他この株式分割に必要な一切の事項の決定については、今後の取締役会において決定する。

以上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出自論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は150,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村證券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得するために、当社は平成18年1月31日(火)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資(以下「第三者割当増資」という。)を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の2営業日後の日を払込期日(以下「第三者割当増資の払込期日」という。)として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から第三者割当増資の払込期日の5営業日前の日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資並びに株式分割(無償交付)による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	15,792,000株	(平成17年12月31日現在)
公募増資による増加株式数	1,000,000株	
公募増資後の発行済株式総数	16,792,000株	
第三者割当増資による増加株式数	150,000株	(注)1
第三者割当増資後の発行済株式総数	16,942,000株	(注)1
株式分割(1:1.2株)による増加株式数	3,388,400株	(注)1、2
株式分割後の発行済株式総数	20,330,400株	(注)1、2

(注)1. 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

2. 株式分割による増加株式数は、上記(注)1を考慮して考えております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割(無償交付)に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出自論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限、1,754,800千円については、全額を中国における新会社の立ち上げを含む設備投資に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の調達資金は、中国における新会社の立ち上げを含む設備投資に充当するものであり、今後の事業拡大、収益基盤の強化に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分の基本方針

当社は、安定的かつ継続的な配当を維持しつつ、積極的な株主還元策に取り組むことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記方針に基づき、各期の業績を勘案して決定することとしております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、経営基盤の強化と拡充のため、財務体質の改善、研究開発投資、設備投資、ならびに技術や顧客ニーズ開拓において相乗効果を発揮させうるグループ体制づくりなどに有効活用し、業績向上に努める所存であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純利益	30.36円	87.33円	101.45円
1株当たり配当金 (内1株当たり中間配当金)	18.00円 ()	18.00円 (8.00)	20.00円 (9.00)
実績配当性向	59.3%	20.6%	19.7%
株主資本利益率	2.0%	5.2%	5.7%
株主資本配当率	1.1%	1.1%	1.1%

(注) 1. 「株主資本利益率」は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 「株主資本配当率」は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

3. 平成15年3月期の1株当たり配当金には、東京証券取引所・大阪証券取引所一部上場記念配当3円を含んでおります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割(無償交付)に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出自論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始 値	718 円	789 円	1,450 円	1,620 円
高 値	1,018 円	1,530 円	1,672 円	1,788 円
安 値	610 円	779 円	1,266 円	1,395 円
終 値	849 円	1,470 円	1,648 円	1,678 円
株価収益率	28.0 倍	16.8 倍	16.2 倍	

(注) 1. 平成18年3月期の株価については、平成18年1月20日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出自論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。